

岩手県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 渋民川又線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市玉山区玉山字宮前61番地先から56番地先まで	新	m 18.6～16.7	m 39.5
	旧	20.0～18.5	39.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
- (2) 期間 平成22年2月9日から同年3月9日まで